流山市議会における 定例会の流れ

流山市議会で行われる定例会の流れについてご紹介します。

市議会には、定期的に開かれる「定例会」と必要がある場合に開かれる「臨時会」があります。流山市議会の定例会は、毎年３月、６月、９月および12月に開かれます。（特別の事情がある場合を除く）

会期中の議事は、定例会により異なりますが、おおむね次のように進められます。

招　集
市長が議会を開くために、議員に一定の日時に一定の場所へ集合することを求めます。

本会議

開　会
議長の開会宣告で定例会が開会します。

会期の決定
「会期」とは、議会が法的に活動できる期間のこと。毎会期のはじめに、議会の議決で会期を決定します。

議案の上程※
議案が提出され、会議の議題となります。

提案理由説明
議案の提出者（市長・議員）が、議案の趣旨を説明します。

一般質問
定例会において、議員が議案とは別に市政全般について質問し、市長や担当部局長などが答えます。

質　疑
議員が議案に対して疑問点を質疑し、提出者が答えます。

委員会付託
議案・請願・陳情を詳細に審査するため、審査の場所を本会議からそれぞれ担当の委員会に移します。

委員会

委員会審査
［説　明
質　疑
討　論
採　決※］

付託された議案について審査し、委員会としての可否を決めます。
流山市議会では、基本的に４つの常任委員会で審査を行いますが、議会運営委員会や特別委員会で審査を行うこともあります。
審査結果は「委員会審査報告書」として議長に提出され、再び本会議の議題となります。

本会議

委員長報告
「委員会審査報告書」に基づき、委員長が委員会での審査経過や結果を報告します。

質　疑
議員が委員長報告に対しての疑問点を質疑し、委員長が答えます。

討　論
議案等について、賛成や反対の意見を述べます。

採　決
議案等について、賛成・反対の採決を行い、市議会の意思を決定します。

閉　会
議長の閉会宣告で定例会が閉会します。

【用語解説】
※上程…議事日程に組み入れて、議題とし、審議の対象とすること。
※採決…議長（委員会では委員長）が出席議員に賛否の意思表示（＝表決という。）を求め、その意思表示を集計すること。